

手順書: 循環動態に係る薬剤投与関連

30. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(動悸の有無、尿量、血圧等)、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン(注射薬)の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 血圧が維持されており、その他のバイタルや意識レベル、呼吸状態が安定している患者
2. 血圧の軽度の低下により投与中のカテコラミンの增量が必要な患者（呼吸・意識レベルが不安定でないもの）



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識障害、胸痛、呼吸困難なし
- 血圧以外のバイタルサインの変動なし
- カテコラミンの減量については $130 \leq sBP \leq 160 \text{ mmHg}$
- カテコラミンの增量については $80 \leq sBP \leq 100 \text{ mmHg}$
- カテコラミンの減量を行う患者については減量前 1 時間の尿量が 30ml/H 以上であること

病状の範囲外
不安定/緊急性あり



病状の範囲内
安定/緊急性なし

主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

【診療の補助内容】

持続点滴中のカテコラミン投与量の調整（増減の量は院内プロトコルに従う）



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの悪化
- 呼吸状態の悪化
- 不整脈の新規出現の有無
- バイタルサインの悪化
- 尿量減少の有無
-

1 項目でも□あり

減量時は上記のうち 1 項目でも該当すれば主治医に連絡

血圧の目標値は主治医が事前に指示簿に記載しておく

增量時は円滑の悪化が考えられるため、增量後、日中は主治医、夜間は当該科当番医に直接連絡する。



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医もしくは当該科の医師へ報告



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 主治医もしくは当該科の医師へ報告
2. 診療記録への記載